

湯河原町小規模保育所運営業務委託公募型プロポーザル実施要項

I 趣旨

湯河原町では、増加する保育需要への対応が喫緊の課題となっています。継続的に待機児童解消を実現させるとともに、安心して子育てができる環境を整備するため、新たに小規模保育所を整備します。

湯河原町は、これまで、町立保育園による保育業務を担ってきました。今回の小規模保育所は、豊富な実績を有する民間事業者の運営により、効率的で質の高い保育サービス提供につなげ、さらに、これからの子育て支援施策の充実に貢献することを期待しています。

このたび、令和9年4月からの開園に向けて、運営を受託していただく事業者（以下「事業者」という。）を次のとおり募集します。

なお、令和9年度は、湯河原町からの業務委託とし、その運営状況を踏まえ、10年度からは事業者による自立的な運営（地域型保育給付金等による事業）に移行することを想定しています。

II 募集の概要

1 小規模保育所の概要

名 称	湯河原町小規模保育所（小規模保育事業A型）
所 在 地	足柄下郡湯河原町中央二丁目 16 番地 1 湯河原町地域福祉センター 2 号館 1 階 (湯河原町所有)
事業対象年齢 及び定員	0 歳児（生後 4 カ月以上）～ 2 歳児 19 名（0 歳児 3 名、1 歳児 8 名、2 歳児 8 名）
敷 地	面積約 606 m ²
建 物	2 階建（保育所は 1 階のみ） 延床面積 472.08 m ² （1 階 236.04 m ² 、2 階 236.04 m ² ） 保育室、職員室、トイレ、調理室等（開園までに必要な改修を行います）
実施要件	令和 9 年度 業務委託による運営

2 開設予定期日

令和 9 年 4 月 1 日

3 実施形式

公募型プロポーザル

4 参加資格要件

次の条件をすべて満たす事業者であること。

- ア) 神奈川県または近隣都県で小規模保育事業を運営している法人
- イ) 神奈川県または近隣都県に法人本部または支部を設置している法人
※応募時点でア) イ)を満たしていない法人については、本委託開始までに上記地域に本部または支部を設置することを条件に、本プロポーザルに参加できることとする。
- ウ) 当町で新たに小規模保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。
- エ) 湯河原町暴力団排除条例（平成 23 年湯河原町条例第 13 号）に規定する排除の対象となっていないこと。なお、契約締結後に該当することが判明した場合は当該契約を解除する。

5 委託業務期間

令和 8 年委託契約日から令和 10 年 3 月 31 日

※令和 8 年委託契約日から令和 9 年 3 月 31 日の期間は、保育士の確保や研修など準備業務に関わる委託業務とします。

※令和 10 年 4 月 1 日から 13 年 3 月 31 日までの期間は、別途設置する評価委員会による業務内容などの審査(令和 9 年 10 月頃実施予定)を経て、町と協議の上、改めて施設貸付契約等を行い、地域型保育給付費等による事業へ移行し、引き続き事業実施していただくことを想定しています(なお、令和 13 年度以降の契約期間の延伸もあります)。

なお、本委託契約は、令和 10 年度以降の業務を含むものではないことを付け加えます。

Ⅲ 委託業務の内容等

1 土地・建物等及び委託費の区分

ア) 土地及び建物並びに備品等は、小規模保育所における保育以外の目的に使用できません。

イ) 保育園運営における湯河原町と受託者の費用区分等

① 湯河原町区分

園舎清掃（日常清掃を除く）・害虫駆除・樹木剪定・非常通報装置・消防用整備の保守点検、町が所有する物品の修理修繕費用、保育園園医（嘱託医）および保育園歯医師の報酬（選定含む）、光熱水費、日本スポーツ振興センター掛金、町に属する物品の廃棄処理（実施の判断を含む）手数料等。

② 受託者区分

保育用物品および消耗品、机椅子等の什器類、厨房備品は配置済みのものを使用し、今後使用する保育用消耗品およびその他の消耗品類の用意

※契約期間の満了などで契約が終了したときは、委託業務にかかる物品等については、受託者は町に無償で譲渡するものとする。

2 保育業務の内容

ア) 保育時間

- ・11 時間（午前7時 30 分から午後6時 30 分まで）
- ・短時間保育は8時間（午前8時 30 分から午後4時 30 分まで）とする。
- ・土曜日の保育は、希望者の状況に応じて実施を検討する。

イ) 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日とする。

ウ) 給食提供

完全給食とし、外部委託も可とする。

※給食は、原則として町が作成した統一献立に基づくこと。なお、栄養士を受託者が配置する場合は、その限りではない。

エ) アレルギー対応食

町（栄養士含む）、保護者ほか関係職員と協議を行い、医師の診断による指示書に基づいて受託者が調理を行う。なお、栄養士は受託者が配置することもできる。

オ) 保護者への連絡ツール

ICT 化にて運営管理すること。

3 連携施設

本事業に係る連携施設については、町が確保するものとし、受託事業者は町及び連携施設と連携し、児童福祉法その他関係法令に基づき保育内容の支援、代替保育及び卒園後の受け皿の確保に協力するものとする。

4 職員の配置

ア) 入所園児数に応じて、最低基準は国の基準により職員を配置すること。

※栄養士、保健師、嘱託医、嘱託歯科医師は原則町が配置する

イ) 管理者（園長）を配置すること。

ウ) 保育従事者全員が保育士であること。ただし、保健師等を 1 名に限り、保育士とみなすことができる。

エ) 調理員を 1 名配置すること。

オ) 保育士のうち、最低 1 名は、5 年以上の保育経験を有する者を配置すること。

5 入所の手続

令和 9 年度の小規模保育所の入所決定は、年度当初及び年度途中にかかわらず町が行う。

6 その他

ア) 事業者は、湯河原町個人情報の保護に関する法律施行条例の適用を受けるものであ

り、職務上知り得た個人情報、他に漏らしてはならない。なお、契約期間が終了または解除された後も同様とする。

イ) 利用者等の人權に配慮して運營業務を遂行すること。また、職員が基本的人權について正しい認識をもって業務を遂行できるようにするため、適切な研修を実施すること。

ウ) 職員の採用選考および勤務条件等について、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守すること。

エ) 保育サービスの維持向上に努めること。また、利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な規定および体制を整え、公正な解決を図ること。なお、必要に応じて町に報告し、協力して解決を図ること。

オ) 運營業務の権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供することができない。ただし、町の承継を得たときは、この限りではない。また、運營業務の履行の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、緊急のほか真にやむを得ない事情により再委託する必要が認められた場合はこの限りではない。

カ) 町が主催する園長会等へ、当該職員を出席させること。

キ) 湯河原町地域防災計画を遵守し、災害が発生した場合、もしくは災害が発生するおそれがある場合、または警戒宣言が発せられた場合は町の指示に従うこと。

IV 募集及び選定の方法

1 応募の方法

(1) 参加表明書等の提出

応募を希望する事業者は、「参加表明書」を含む提出書類を以下のとおり提出してください。なお、当町の経費の見積りに係る資料は、参加表明書を提出した事業者に配付します。

ア) 受付期間

令和8年8月3日（月）から同年8月18日（火）まで
土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ) 受付場所

健康こどもみらい課児童福祉係

〒259-0301 神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-1-3（保健センター内）

TEL：0465-63-2111（内線366）

E-mail：kodomoshien@town.yugawara.kanagawa.jp

ウ) 提出方法

受付場所に持参または郵送（上記期日必着）

※併せてデータもメールで提出してください。

※書類を郵送された場合は、メールもしくはお電話にてご連絡をお願いいたします。

エ) 提出書類

① 参加表明書（様式１）

② 事業者概要に関する調書（様式２）

【社会福祉法人・学校法人・NPO 法人の場合】

- ・ 法人の登記事項証明書（謄本のコピーでも可）
- ・ 法人の定款（最新のもの）
- ・ 法人の経歴書（法人案内等）
- ・ 法人の職員数がわかる書類
- ・ 直近３年度分の決算書
- ・ 直近３年度分の事業報告書
- ・ 直近３年度分の予算書

【株式会社の場合】

- ・ 法人の登記事項証明書（謄本のコピーでも可）
- ・ 法人の定款（最新のもの）
- ・ 法人の経歴書（会社案内等）
- ・ 法人の職員数がわかる書類（直近３年度分）
- ・ 直近３年度分の決算書のうち税務申告書類一式（販売費および一般管理費明細および勘定科目内訳明細書を含む）またはそれに代わるもの
- ・ 直近３年度分の決算に係る営業報告書または事業概要書（税務署提出分の写し）※作成している場合のみ
- ・ 直近３年度分の決算に係るキャッシュフロー計算書※作成している場合のみ

③ 役員名簿、代表者及び実務を担当する幹部職員（管理者）の履歴書

④ 納税証明書（法人税、法人住民税、法人事業税、固定資産税、消費税及び地方消費税）

(2)参加の辞退

参加表明に関する書類の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式９）を提出してください

(3)施設見学

施設見学をご希望の方は、個別で対応いたしますので、メールもしくは電話にてご連絡をお願いいたします。

２ 質問の受付及び回答

ア) 受付期間

令和８年８月３日（月）から令和８年８月１０日（月）まで

イ) 質問方法

質問書（様式６）を電子メールで送付してください。

件名は「湯河原町小規模保育所運営業務委託に関する質問」とし、電話にて受領確認をお願いします。電話又は口頭による質問はご遠慮願います。

電子メール送信先 kodomoshien@town.yugawara.kanagawa.jp

ウ) 回答方法

令和8年8月14日(金)までに随時電子メールにて回答し、ホームページにて順次公表します。

3 参加表明書等を提出した事業者の提出書類等

(1) 応募の方法

参加表明書等を提出した事業者は、次に掲げる書類を指定の期間中に提出してください。

ア)運営に携わっている小規模保育施設等の概要に関すること(様式3)

○添付書類

- ① 既存の小規模保育施設など保育施設の概要の分かるもの(パンフレット等)
- ② ①以外の福祉施設及び福祉以外の施設等の概要が分かるもの(パンフレット等)

イ) 今回の小規模保育事業の運営に関する提案(様式4)

ウ) 民営化を見据えた湯河原町との公民連携に関する提案(様式自由)

エ) 自己資金内訳書(様式5)

○添付書類

- ① 事業者預金残高証明書

オ) 見積提案書

委託業務の運営に関し、以下の見積提案書を提出すること

- ① 令和9年度分 1年間にかかる人件費明細を含めた経費の見積書および内訳書(様式7)
- ② 令和8年度分 準備委託期間にかかる人件費明細を含めた経費の見積書および内訳書(様式8)

(2) 提出期間・提出先

ア) 提出期間

参加表明書提出後～令和8年8月25日(火)

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝を除く)

イ) 提出先

〒259-0301 神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-1-3 (保健センター内)

湯河原町健康こどもみらい課児童福祉係

ウ) 提出部数

7部 (記名版7部(正本1部・副本6部))

エ) 提出方法

持参(平日の午前8時30分～午後5時15分まで)又は郵送(令和8年8月25日(火)午後5時必着とする)

※併せてデータもメールで提出してください。

4 選定及び決定

(1) 選定の考え方

ア) 選定方法

基本的な応募資格及び運営条件の確認を行い、資格・要件を満たす事業者につき、町が設置する選定委員会にて、ヒアリング等の審査を実施し、最優秀者を受託候補者として選定します。なお、応募者が1者のみであっても、本プロポーザルは成立し、選定委員会による審査を行います。

イ) 選定委員会

選定委員会において、「法人の運営状況」、「小規模保育事業の運営方針」、「保育の提案」、「公民連携の提案」について審査を行います。

ウ) 審査手順

下記(2)、(3)により実施します。

(2) 一次審査（書類審査）

参加資格審査を行い、事業者へ通知します。要件のすべてを満たしていない事業者は二次審査に進むことはできません。

ア) 結果通知日

令和8年8月27日（木）

イ) 通知方法

企画提案書を提出した事業者へ選定または不選定をメールにより通知します。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査にて選定された事業者に対し、選定委員会において、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

ア) 審査日

9月上旬

イ) 審査会場

決まり次第通知いたします。

ウ) 出席者

3名以内

エ) 所要時間

45分以内（準備5分、説明30分、質疑応答10分）

オ) 内容

説明は企画提案書に記載した内容とします。新たな資料の配付はできません。

カ) 使用機器

パソコン等は参加者が用意します。電源、スクリーン、プロジェクター、延長コードは本町で用意します。

キ) 選定方法

選定委員会で審査を行い、総合点が最も高い者を最優秀者とし、受託候補者として選定します。

(3) 失格条項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ・地方自治法施行令（昭和22年法令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当する者。
- ・法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税消費税を、または代表者が所得税、消費税および地方消費税を滞納している者。
- ・経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、町が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。
- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ・評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ・提案書提出時において、「湯河原町指名停止等措置基準」（平成23年6月30日訓令第10号）により指名停止期間中である場合

5 結果通知等

二次審査後、審査参加者全員に選定又は非選定の結果を、メール及び書面により通知します。また、選定結果通知日翌営業日に、最優秀者の名称と総合点を町ホームページにおいて公表します。

6 実施日程（予定）

令和8年8月 3日（月）	公募開始
令和8年8月10日（月）	質問締切
令和8年8月14日（金）	質問に対する回答期限
令和8年8月18日（火）	参加表明書提出期限
令和8年8月25日（火）	企画提案書の提出期限
令和8年8月27日（木）	参加資格審査結果
令和8年9月上旬	プレゼンテーション審査
令和8年9月上旬	選定結果通知

V 契約等について

1 契約締結

- (1) 選定した受託候補者と契約締結の協議（企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議を含む。）を行い、見積書を徴して契約を締結します。
- (2) 本委託業務に係る契約は、湯河原町議会での補正予算議決後に締結します。なお、必要な予算措置その他必要な手続きが完了しない場合は、契約を締結しないことがあります。この場合において、町は応募者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 契約代金の支払については、四半期ごととします。受託者は、年度終了後、執行状況を明記した精算報告書および事業報告書を町に提出します。また、人件費および運営費に残金が生じたときには、町に返納することとします。
- (4) 選定された受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、次点者を候補者とします。

2 法令等の遵守

運営にあたっては、関連する法令および指針等に従うこと

- ・ 児童福祉法、児童福祉施設最低基準等関係法令
- ・ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）
- ・ その他保育園運営業務に伴う関連法規

3 その他

- (1) 企画提案書等を提出した後、提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本町から指示があった場合を除く。
- (2) 参加表明書を提出した後、本町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (4) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (7) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けない。
- (8) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。